

## 手話通訳の利用にあたって ～生活・医療・教育など～

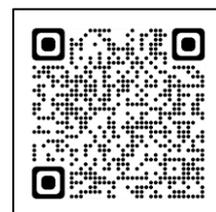
様々な場面に原則 1 名の手話通訳者が出向き、通訳をします。費用はかかりません。個人情報につきましては、守秘義務がございますのでご安心ください。

例) 通院時、手続や契約時、自治会の会合、免許更新、子供の学校行事、各種機関との相談時



### <申請方法>

- ① 通訳申請書を記入し、FAX、または、来所にて申請をします。  
ホームページのメールフォームからも申請できます。
- ② 手話通訳者が決まりましたら、FAX、または、メールで通訳決定通知書をお送りします。
- ③ 当日は、申請した場所で手話通訳者と待ち合わせをします。



↑  
メールフォームはこちらの QR コードから

### 注意事項

- 初めて会う手話通訳者は、ピンクのストラップの通訳者証をつけています。(右図)
- 通訳者の名前など、通訳者情報を他の方に伝えることはお控え下さい。



### 【 問合せ 】

所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所

電話：04-2939-5064

FAX：04-2923-4780

メール：5064i@toko-shakyo.or.jp

ホームページ：http://www.toko-shakyo.or.jp/

または

「障がい児・者」👉「コミュニケーション支援事業」👉

「所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所」ページへ

